小野市いじめ等防止条例のしおり

平成19年12月21日公布/平成20年4月1日施行



はじめに

すべて人は、かけがえのないひとりの人間として互いに尊重されなければなりません。

小野市では、市民憲章や差別を許さない明るい都市宣言の下、あらゆる人権課題の解決に向け、積極的な施策を展開しています。しかし今日、物質的には豊かな生活の中で、心の荒廃やいじめ等の問題が家庭、学校、企業、地域社会などあらゆる生活環境において、憂慮される事態となっています。

いじめ等は、基本的人権を脅かす行為です。この問題の背景には、家庭、学校、企業、地域社会などのそれぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあり、根本的な問題解決のためには、これらすべての関係者の協力が不可欠です。

いじめこそあらゆる人権侵害の根源であると捉え、学校におけるいじめだけではなく、家庭、企業、地域社会などでの虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメントなどの問題を解決することが、人権侵害そのものの解決につながるとの認識から、いじめ等を絶対に許さないという断固たる姿勢で、すべての市民の総意の下、その防止に取り組みます。

ここに、いじめ等のない明るく住みよい社会づくりを目指し、地域の活力や学校の教育力を基盤に、総力を結集していじめ等を防止するため、この条例を制定します。

(小野市いじめ等防止条例前文より抜粋)

第1条

目的

この条例は、いじめ等の防止に関する基本理念を定め、市、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、家庭及び地域社会の責務や役割を明らかにするとともに、市の基本施策や推進体制の整備等に総合的かつ計画的に取り組むことにより、いじめ等のない明るく住みよい社会を実現することを目的とします。



第2条

定義

いじめ等

※詳細は、5ページ をご覧ください

- ●言葉、文書(電子媒体を含む)、暴力等による心理的・物理的な攻撃、無視、差別的な扱い等による精神的な苦痛を与えるもの
- ●「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に規定する虐待、暴力等

市民

市内に住所、生活、活動の拠点を置く者(一時的に市内に滞在する者も含む)

関係機関

警察署、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、健康福祉事務所等の 相談協力機関

第3条

基本理念

すべての市民は、誰に対しても、いじめ等をしてはいけません。

いじめ等の防止の推進は、基本的な人権を侵害する行為を許さない明るく住みよい社会 が構築されることを旨として、行われなければなりません。

いじめ等のない明るく住みよい社会の実現に当たっては、市、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、家庭及び地域社会の構成員がそれぞれの責務や役割を自覚し、主体的かつ相互に連携・協力して活動していかなければなりません。

基本理念にのっとり、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、 家庭及び地域社会と連携・協力して、いじめ等の防止に関する施策を総 合的に策定し、実施します。

いじめ等に関する通告、通報、相談等を受けた場合は、必要に応じて 関係機関と連携し、問題の解決に当たります。

学校、社会福祉施設、企業、公的機関、家庭及び地域社会におけるいじめ等の防止活動について必要な支援を行うとともに、活動の促進を図るための調整に努めます。



第5条

市民の責務



基本理念にのっとり、市、学校、社会福祉施設、企業、公的機関及び地域 社会が実施するいじめ等の防止事業、活動等に積極的に協力しましょう。

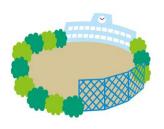
いじめ等を見つけた場合や知った場合は、速やかに市、学校または関係機関に情報提供しましょう。ただし、法律に定めのある虐待、暴力等は、関係法令に基づき通告または通報しましょう。

第6条

学校や社会福祉施設の責務

いじめ等の防止に向け、日常の取組、個別の対応等により、互いの 権利を尊重する活動に努めましょう。

いじめ等を把握した場合は、解決に向け速やかに対策を講じるとともに、市に報告しましょう。対応できない事案は、市と相互に連携し、 事案の早期解決に向けた措置を講じましょう。また、法律に定めのある虐待、暴力等は、関係法令に基づき通告または通報しましょう。



市、地域社会等が実施するいじめ等の防止活動に積極的に協力しましょう。

第7条

企業や公的機関の責務



事業活動等を通じて地域社会に貢献すべき社会的使命を有している ことを認識し、経営者、管理者、従業員及び職員の相互連携・協力に より、いじめ等のない職場づくりに努めましょう。

職場内でいじめ等を把握した場合は、速やかに解決に向けた対策を 講じましょう。

市、学校、社会福祉施設及び地域社会が実施するいじめ等の防止活動に協力しましょう。

父母その他の保護者は、子どもの豊かな人間性を育むために、基本的 な生活習慣、社会の決まり等を身に付けさせる役割を果たしましょう。

家族は、明るい家庭づくりのために、いじめ等を正しく認識し、家庭内における意思の疎通を図り、お互いを認め合ってよりよい人間関係を築きましょう。



第9条

地域社会の役割



さまざまな地域活動で得た人と人とのつながりを活かし、相互に助け合い協力して、いじめ等の防止活動への役割を果たすとともに、 市、学校または関係機関への情報提供に努めましょう。

さまざまな地域活動の中で、いじめ等のない明るく住みよい社会 づくりに貢献するよう努めましょう。

第10条

計画の策定

市は、基本理念にのっとり、いじめ等のない明るく住みよい社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定します。

行動計画

- ●市民会議委員や市民 の意見を施策に反映 させる
- ●策定したときは公表 する
- ・いじめ等の防止に向けた教育や人づくり
- いじめ等の防止に対する意識の高揚を図るための啓発活動
- ・いじめ等の防止活動への支援等
- ・いじめ等のない地域づくりを推進する人材育成
- ・関係機関との連携の強化
- ・いじめ等のない明るく住みよい社会の実現に必要なこと

第11条

いじめ等の相談窓口の設置

市では、いじめ等の相談に応じるため、相談窓口を設置しています。

ONOひまわりほっとライン

電話相談・面接相談 月~金/午前9時から午後5時電話 0794-62-4110(年末年始・祝祭日を除く)





第12条

啓発活動

市は、いじめ等の防止に関する意識の高揚と普及啓発を図るために市民運動、教育活動等を展開し、あらゆる機会をとらえて啓発活動を推進します。

第13条

関係機関との連携

市は、いじめ等の防止や解決に向け、情報の共有と迅速な対応を図るため、関係機関との連携ネットワークを強化します。

第14条

推進体制の整備

市長は、いじめ等の防止に関する施策を総合的・効果的に実施するため、必要な推進体制の整備を図ります。

第15条

いじめ等防止市民会議の設置

市長は、いじめ等のない社会づくりを推進するため、いじめ等防止市民会議を設置します。



市民会議

一役割一

- ●施策を総合的・計画的に推進するために必要な事項について、意見を述べる
- ●行動計画の策定や実施に対して、市民の意思 を反映した意見を述べる

第16条

個人情報に対する取扱い

市は、知り得た個人情報の保護や取扱いに十分配慮し、業務の遂行以外には用いません。 いじめ等に関する通告、通報、相談等の関係者は、正当な理由なく、 知り得た個人情報を他言してはいけません。

第17条

委任



その他、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

いじめ等とは…

小野市では、学校におけるいじめだけでなく、 虐待、DV、セクハラなどあらゆるいじめの防止に 取り組んでいます。

あなたの周りでは、こんなことはありませんか? 困ったときは、まずお電話ください。 あなたはひとりではありません。



こどものいじめ

- ・仲間はずれにされたり、無視される。
- ・殴られる、蹴られるなど、身体に暴力を加えられる。
- ・ひやかしやからかい、悪口を言われる。
- 持ち物を隠される。
- ・メール等で悪口を書かれる。悪いウワサを流される。 など

児童虐待

- ・つねられる、殴られるなど、身体に暴力を加えられる。
- ・無視される、どなられるなど、心を傷つけられる。
- わいせつな行為をされる。
- ・食事をさせてもらえないなど、養育を放棄される。
- ·DVなどを目の前で見せられ、苦痛を与えられる。 など

高齢者虐待

- ・縛られるなど、乱暴をされる。
- 無視される。恥をかかされる。
- わいせつな行為をされる。
- ・食べ物をもらえないなど、介護を拒否されたり、放置されたりする。
- ・意思に反して、財産・年金・預貯金を使用される。 など

ドメスティック・バイオレンス (DV)

- ・殴られる。蹴られる。
- 大声でどなられる。
- ・メールや電話をチェックされる。
- 生活費をもらえない。
- ・望まない性行為を強要される。 など

セクシュアル・ハラスメント

- ・食事やデートに執拗に誘われる。
- 性的な冗談でからかわれる。
- ・性的な関係を強要される。
- ・酒席で酒を強要される。
- ・水着や裸のポスターを事務所内に掲示する。 など

職場のいじめ (パワー・ハラスメント)

- ・いつも無視される。仲間はずれにされる。
- ・必要なものや情報を与えられない。
- ・人前で厳しく叱責され、人格を傷つけられる。
- ・不当にきつい仕事に回される。仕事を与えられない。
- ・私的なことに過度に立ち入られる。 など



いじめ等をうけたときは・・・



いじめ等を見つけたときは・・・

ひとりで悩まないで、相談しましょう! (※相談窓口は、下記を参照) 条例にしたがって、市・学校または関係機関 へ情報提供(通告または通報)しましょう!



いじめ等に関する相談機関



V			V
あらゆるいじめ (DV相談も含む)	ONOひまわりほっとライン 月〜金 午前9時から午後5時	電話	62-4110
児童虐待	小野市市民福祉部子育て支援課 (家庭児童相談室)		63-1000(代表) 63-1645(直通)
	兵庫県中央こども家庭センター	電話	078-923-9966
	児童虐待24時間ホットライン	電話	078-921-9119
高齢者虐待	小野市市民福祉部地域包括支援センター		63-1000(代表) 63-2174(直通)
	小野市市民福祉部高齢介護課		63-1000(代表) 63-1509(直通)
障がい者虐待	小野市障がい者虐待防止センター (市民福祉部社会福祉課)	電話	63-1011
ドメスティック・ バイオレンス	小野市女性のための相談 毎週木曜 午前9時30分から午後4時	電話	63-8250
(DV)	小野市市民福祉部(福祉事務所)		63-1000(代表) 63-1011(直通)
	兵庫県女性家庭センター (配偶者暴力相談支援センター) 毎日 午前9時から午後9時	電話	078-732-7700
	兵庫県立男女共同参画センター 月〜土 午前9時30分から午後4時30分	電話	078-360-8551



夜間等緊急の場合は社警察署(0795-42-0110) 又は110番へ!





小野市いじめ等追放都市宣言

すべて人は、かけがえのないひとりの人間として互いに尊重され なければなりません。

小野市では、これまで「市民憲章」や「差別を許さない明るい都 市宣言」の下、あらゆる人権課題の解決に向け、たゆまぬ努力を重 ねてきました。

しかし、近年の社会の急激な変化は、人々の生活を変容させ、利 己主義や人命軽視などの心の荒廃をもたらし、その結果、人間とし ての尊厳を傷つけるいじめ等の事象が新たに生じてきています。

よって、小野市では、このたび全国に先駆けて制定した「いじめ 等防止条例」を契機として、すべての市民があらゆる人権侵害を根 絶し、いじめ等のない、明るく住みよい社会づくりを一層推進して いくことを誓い、ここに「いじめ等追放都市」を宣言します。



この条例のしおりは、条例の内容やいじめ等について、わかりやすい表現で掲載 したものです。

条例の全文は、市ホームページ(http://www.city.ono.hyogo.jp/p/1/8/3/01/)をご覧ください。お問い合わせは、下記までお願いします。

小野市市民安全部ヒューマンライフグループ いじめ担当グループ

〒675-1380 小野市王子町 806-1 電話 0794-63-4311 FAX 0794-63-3690